

草津市告示第 260 号

アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 15 日

草津市長 橋 川 涉

アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業の運営等について意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 企業関係者
- (2) まちづくり協議会および市民公益活動団体の役員または構成員
- (3) 包括協定を締結している大学関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行い、事業の推進等に協力するものとする。

- (1) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業の運営に関すること。
- (2) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業のプログラムに関すること。
- (3) 大学等が行う社会実験に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に、座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員のうちより市長が指名する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、総合政策部草津未来研究所内において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。